道路施設の点検等業務の支援に関する協定書　細則

## （目的）

第１条　この細則は、道路施設の点検等業務の支援に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条第1項に基づいて、点検等業務の手続について必要な事項を定める。

## （定義）

第2条　この細則において、「甲」、「乙」、「調査委託」、「調査業者」、「委託料」、「点検等業務」又は「道路施設」とは、それぞれ協定書に規定する甲、乙、調査委託、調査業者、委託料、点検等業務又は道路施設をいう。

## （発注の代行）

第３条　協定書第2条第1項に規定する発注の代行の内容は、次に掲げるものとする。

一　調査委託をするために必要な設計書の作成

二　調査委託の入札及び契約

三　調査業者の業務の監督及び検査

四　前各号に掲げるもののほか、甲から依頼のあった事務

２　前項第3号の業務の監督及び検査は、「鹿児島県土木部測量・調査・設計委託業務監督要領」（平成19年3月23日）に準じて行うものとする。

３　第1項第4号の事務は、あらかじめ、甲及び乙が協議して定める。この場合において、相当な費用が必要となるときは、甲は、委託料とは別に、乙に当該費用を支払うものとする。

## （技術的支援）

第４条　協定書第2条第1項に規定する技術的支援の内容は、次に掲げるものとする。

一　調査業者が行った点検の結果の照査及び技術的検討

二　調査業者が行った健全性の診断の結果の照査及び技術的検討

三　前各号に掲げるもののほか、甲から依頼のあった業務

２　前項第3号の手続については、前条第3項の規定を準用する。

## （技術的基準等）

第５条　点検等業務は、道路法及び国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準等（以下「技術的基準等」という。）に適合して行わなければならない。

２　点検等業務は、次の点検要領に基づいて実施するものとする。

一　橋梁定期点検要領（平成２６年６月　国土交通省　道路局　国道・防災課）

二　道路橋定期点検要領（平成２６年６月　国土交通省　道路局）

三　橋梁定期点検マニュアル（平成２7年7月　鹿児島県土木部　道路維持課）

３　点検等業務の目的物は、前項の点検要領が規定するものとする。

４　甲及び乙は協議して、道路施設ごとに、適用する点検要領を定めるものとする。

５　技術的基準等に定めがない事項又はこれを適用することが適切でない事項については、乙の提案に基づいて、甲及び乙が協議して定める。

## （積算基準）

第６条　協定書第４条第2項に規定する公共事業の積算基準とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　前条第２項第１号の点検要領を適用した道路施設については、「設計・調査及び測量業務標準歩掛」（鹿児島県土木部）の橋梁定期点検業務積算基準

二　前条第２項第2号の点検要領を適用した道路施設については、「道路橋定期点検業務積算資料」（平成２６年８月　国土交通省　道路局）

三　前条第２項第3号の点検要領を適用した道路施設については、鹿児島県が定めた歩掛

２　前項の公共事業の積算基準に定めがない事項又はこれを適用することが適切でない事項については、乙の提案に基づいて、甲及び乙が協議して定める。

## （調査委託金額）

第７条　乙が、甲及び甲以外の市町村から依頼のあった点検等業務を一括して調査委託した場合において、各市町村の調査委託金額は、第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た割合を、第３号に掲げる額に乗じて得た金額とする。

一　各市町村の道路施設について積算した設計金額

二　前号の設計金額を合計した額

三　乙が調査業者と契約した金額（以下「一括発注金額」という。）

２　前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３　前二項の規定により算出した各市町村の調査委託金額を合計した額が、一括発注金額に満たないときは、その端数の大きい市町村から順次、一括発注金額に満つるまで、当該市町村の調査委託金額に千円を加算するものとする。

## （調査委託金額の変更）

第８条　乙が前条に規定する調査委託をした場合において、ある市町村が点検等業務の内容を変更したときは、当該市町村の調査委託金額は、これを原因として乙が一括発注金額を変更した差額をもって、変更する。

２　前項の市町村以外の市町村の調査委託金額は、前条の規定にかかわらず、変更しない。

## （前払金）

第９条　乙は、委託料の額が○○万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社と協定書第４条第６項調査委託事項通知書記載の履行期限を保証期限とし、同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の額の１０分の○以内の前払金の支払を書面により請求することができる。

２　乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

３　甲は、第１項の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に前払金を支払うものとする。

## （準用）

第１０条　協定書及びこの細則に定めのない事項については、鹿児島県が定める規定を準用する。

## 附則

この細則は、平成28年○月○日から施行する。